

サービス基盤の整備等の計画への位置づけについて

1 サービス基盤の整備

◆ 新たな介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の整備の見送り

現在、市内の特別養護老人ホームの市民の利用率は50%程度と決して高くない状況であり、入所待機者の状況もこの3年間ほぼ同程度で推移している。また、市外の施設入所者を含めた全体の利用者の状況についても、前回施設整備をした前後の期間で大きな変動はなく、約3割の方が市外の施設を利用している状況が続いている。

このため、現段階では新たな施設整備を進める必要性、緊急性は低いと考える。

◆ 「小規模多機能型居宅介護」及び「看護小規模多機能型居宅介護」の整備

現在、市内に2つある「小規模多機能型居宅介護」の利用率は常に90%を超えており、「看護小規模多機能型居宅介護」は市内に1施設のみで、利用者の登録状況から新たな利用希望者へのサービス提供の開始が難しい状況が続いている。

こうした中で令和7年度には団塊の世代全員が75歳以上となり、今後ますます医療・介護双方のニーズを有する要介護認定者が増加していくことが見込まれているため、在宅生活を支えていく複合的なサービスの充実が重要となってくる。

このため、2つのサービス（各1施設）の整備を進める必要があると考える。

2 新たな任意事業

◆ 「認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業」の新設

認知症対応型共同生活介護の食費、居住費等は、全て利用者の自己負担となっており、低所得者のサービス利用が進まない原因の一つとなっている。特に、生活保護受給者の場合は、支給される住宅扶助費及び生活扶助費では当該経費を賄いきれないため、施設側が設定額との差額分（年間20～50万円）を自ら負担することにより受入れを行っている状況であり、安定的な施設運営を損ねる要因の一つになっている。

このため、サービス事業者への家賃等助成事業を行うことにより、生活保護受給者を含めた低所得者の住まいの確保と施設の安定的な運営を図るものである。

国では、平成24年度から当該事業を地域支援事業の任意事業の一つに位置付け、当該経費の費用負担が困難な低所得者に対して負担軽減を図っている事業者を対象として助成を行うことを可能としているところである。